

練馬区国民健康保険条例の一部改正について（案）

1 改正の理由

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の改正

健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、出産育児一時金に係る改正を行う。

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき原則統一保険料方式を採用している。

令和5年2月の特別区長会において、令和5年度の特別区全体の国民健康保険事業費納付金、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、つぎの改正を行う。

ア 保険料賦課限度額に係る改正

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準に係る改正

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正

雇用保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、特例対象被保険者等に係る届出に当たり提示する書類の取扱いを改めるため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

健康保険法施行令の改正に伴う改正【第10条関係】

出産育児一時金について「420,000円」を「500,000円」に改める。

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う改正

ア 基礎賦課額の保険料率【第15条の4関係】

(ア) 所得割 「100分の7.16」を「100分の7.17」に改める。また、賦課割合について「100分の58に相当する額」を「100分の57に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 「42,100円」を「45,000円」に改める。また、賦課割合について「100分の42に相当する額」を「100分の43に相当する額」に改める。

イ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12関係】

(ア) 所得割 「100分の2.28」を「100分の2.42」に改める。また、賦課割合について「100分の58に相当する額」を「100分の57に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 「13,200円」を「15,100円」に改める。また、賦課割合について「100分の42に相当する額」を「100分の43に相当する額」に改める。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4関係】

(ア) 所得割 「100分の2.43」を「100分の2.23」に改める。

(イ) 均等割 「16,600円」を「16,200円」に改める。

エ 低所得者の保険料の減額【第19条の2関係】

(ア) 第1号減額（7割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「29,470円」を「31,500円」に改める。

b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「9,240円」を「10,570円」に改める。

c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「11,620円」を「11,340円」に改める。

(イ) 第2号減額（5割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「21,050円」を「22,500円」に改める。

b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「6,600円」を「7,550円」に改める。

c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「8,300円」を「8,100円」に改める。

(ウ) 第3号減額（2割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「8,420円」を「9,000円」に改める。

b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「2,640円」を「3,020円」に改める。

c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「3,320円」を「3,240円」に改める。

オ 未就学児の被保険者均等割額の減額【第19条の4関係】

(ア) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について減額する額

- a 基礎賦課額の均等割額を7割減額した世帯 「6,315円」 「6,750円」
- b 基礎賦課額の均等割額を5割減額した世帯 「10,525円」 「11,250円」
- c 基礎賦課額の均等割額を2割減額した世帯 「16,840円」 「18,000円」
- d aからcまでに掲げる世帯以外の世帯 「21,050円」 「22,500円」

(イ) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について減額する額

- a 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を7割減額した世帯 「1,980円」 「2,265円」
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を5割減額した世帯 「3,300円」 「3,775円」
- c 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を2割減額した世帯 「5,280円」 「6,040円」
- d aからcまでに掲げる世帯以外の世帯 「6,600円」 「7,550円」

国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 保険料賦課限度額に係る改正【第15条の16、第19条の2関係】

後期高齢者支援金等賦課限度額について「200,000円」を「220,000円」に改める。

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準に係る改正【第19条の2関係】

(ア) 第2号減額（5割軽減）

軽減対象となる所得基準額について「430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + 285,000円 × 被保険者数」を「430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + 290,000円 × 被保険者数」に改める。

(イ) 第3号減額（2割軽減）

軽減対象となる所得基準額について「430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + 520,000円 × 被保険者数」を「430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + 535,000円 × 被保険者数」に改める。

雇用保険法施行規則の改正に伴う改正【第24条の4関係】

特例対象被保険者等に係る保険料軽減の対象者を把握する際に、雇用保険受給資格通知を用いることも可能とする旨を規定する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、2 については、公布の日

#### 4 保険料率等改正内容一覧

##### 保険料率一覧

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分	賦課割合（所得割：均等割）	58：42	57：43	
	所得割料率	7.16/100	7.17/100	0.01/100
	被保険者均等割額	42,100円	45,000円	2,900円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	据置き
支援金分	賦課割合（所得割：均等割）	58：42	57：43	
	所得割料率	2.28/100	2.42/100	0.14/100
	被保険者均等割額	13,200円	15,100円	1,900円
	賦課限度額	200,000円	220,000円	20,000円
介護分	賦課割合（所得割：均等割）	57：43	57：43	
	所得割料率	2.43/100	2.23/100	0.20/100
	被保険者均等割額	16,600円	16,200円	400円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	据置き

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分 支援金分 合計	所得割料率	9.44/100	9.59/100	0.15/100
	被保険者均等割額	55,300円	60,100円	4,800円
	賦課限度額	850,000円	870,000円	20,000円
基礎分 支援金分 介護分 合計	所得割料率	11.87/100	11.82/100	0.05/100
	被保険者均等割額	71,900円	76,300円	4,400円
	賦課限度額	1,020,000円	1,040,000円	20,000円

低所得者の均等割軽減による保険料の減額一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 ( ) は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7 割減額	29,470円	31,500円	2,030円	13,500円 ( 12,630円 )
	均等割額 5 割減額	21,050円	22,500円	1,450円	22,500円 ( 21,050円 )
	均等割額 2 割減額	8,420円	9,000円	580円	36,000円 ( 33,680円 )
支援金分	均等割額 7 割減額	9,240円	10,570円	1,330円	4,530円 ( 3,960円 )
	均等割額 5 割減額	6,600円	7,550円	950円	7,550円 ( 6,600円 )
	均等割額 2 割減額	2,640円	3,020円	380円	12,080円 ( 10,560円 )
介護分	均等割額 7 割減額	11,620円	11,340円	280円	4,860円 ( 4,980円 )
	均等割額 5 割減額	8,300円	8,100円	200円	8,100円 ( 8,300円 )
	均等割額 2 割減額	3,320円	3,240円	80円	12,960円 ( 13,280円 )

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 ( ) は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分 支援金分 合計	均等割額 7 割減額	38,710円	42,070円	3,360円	18,030円 ( 16,590円 )
	均等割額 5 割減額	27,650円	30,050円	2,400円	30,050円 ( 27,650円 )
	均等割額 2 割減額	11,060円	12,020円	960円	48,080円 ( 44,240円 )
基礎分 支援金分 介護分 合計	均等割額 7 割減額	50,330円	53,410円	3,080円	22,890円 ( 21,570円 )
	均等割額 5 割減額	35,950円	38,150円	2,200円	38,150円 ( 35,950円 )
	均等割額 2 割減額	14,380円	15,260円	880円	61,040円 ( 57,520円 )

未就学児の均等割軽減による保険料の減額一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 ( ) は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7割減額世帯	6,315円	6,750円	435円	6,750円 (6,315円)
	均等割額 5割減額世帯	10,525円	11,250円	725円	11,250円 (10,525円)
	均等割額 2割減額世帯	16,840円	18,000円	1,160円	18,000円 (16,840円)
	均等割額 全額賦課世帯	21,050円	22,500円	1,450円	22,500円 (21,050円)
支援金分	均等割額 7割減額世帯	1,980円	2,265円	285円	2,265円 (1,980円)
	均等割額 5割減額世帯	3,300円	3,775円	475円	3,775円 (3,300円)
	均等割額 2割減額世帯	5,280円	6,040円	760円	6,040円 (5,280円)
	均等割額 全額賦課世帯	6,600円	7,550円	950円	7,550円 (6,600円)

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 ( ) は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分 支援金 分 合計	均等割額 7割減額世帯	8,295円	9,015円	720円	9,015円 (8,295円)
	均等割額 5割減額世帯	13,825円	15,025円	1,200円	15,025円 (13,825円)
	均等割額 2割減額世帯	22,120円	24,040円	1,920円	24,040円 (22,120円)
	均等割額 全額賦課世帯	27,650円	30,050円	2,400円	30,050円 (27,650円)

5 令和5年度1人当たり国民健康保険料

項 目	改定前	改定後	増 減 (前年度比)
基礎分・支援金分	131,813円	143,363円	11,550円 (8.76%増)
基礎分・支援金分・介護分	171,380円	182,171円	10,791円 (6.30%増)

6 令和5年度国民健康保険料の試算

別紙1のとおり

7 新旧対照表

別紙2のとおり



## 令和5年度国民健康保険料試算（年額）

①年金所得者(65歳以上) 1人世帯【世帯主(65歳)のみ】 単位：円

年 収	100万円	153万円◇	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476
令和5年度	18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
差額	1,440	1,440	4,545	7,005	8,242	9,502	10,777	12,052	13,372	14,797
均等割軽減	7割減	7割減	2割減	—	—	—	—	—	—	—

②年金所得者(65歳以上) 2人世帯【世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)】 単位：円

年 収	100万円	153万円◇	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776
令和5年度	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
差額	2,880	2,880	5,505	11,805	13,042	14,302	15,577	16,852	18,172	19,597
均等割軽減	7割減	7割減	5割減	—	—	—	—	—	—	—

③給与所得者(65歳未満) 1人世帯【世帯主(40歳※)のみ】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	21,570	38,324	177,543	260,633	348,471	443,431	538,391	638,099	744,929	850,228
令和5年度	22,890	40,514	181,498	264,238	351,706	446,266	540,826	640,114	746,494	858,784
差額	1,320	2,190	3,955	3,605	3,235	2,835	2,435	2,015	1,565	8,556
均等割軽減	7割減	5割減	—	—	—	—	—	—	—	—

④給与所得者(65歳未満) 2人世帯【世帯主(40歳※)+配偶者(40歳※・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	43,140	74,274	220,683	332,533	420,371	515,331	610,291	709,999	815,848	905,528
令和5年度	45,780	78,664	227,278	340,538	428,006	522,566	617,126	716,414	822,794	925,058
差額	2,640	4,390	6,595	8,005	7,635	7,235	6,835	6,415	6,946	19,530
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	—	—	—	—	—	—	—

⑤給与所得者(65歳未満) 3人世帯  
【世帯主(40歳※)+配偶者(40歳※・収入なし)+子(10歳・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	59,730	101,924	264,923	387,833	475,671	570,631	665,591	765,299	871,148	956,108
令和5年度	63,810	108,714	275,358	358,098	488,106	582,666	677,226	776,514	882,894	980,363
差額	4,080	6,790	10,435	▲ 29,735	12,435	12,035	11,635	11,215	11,746	24,255
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	○	—	—	—	—	—	—

○：軽減判定所得の基準額改正により、R5年度は2割減となる（R4年度は軽減なし）

⑥給与所得者(65歳未満) 3人世帯  
【世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	49,770	84,838	216,736	315,996	385,852	461,372	536,892	616,188	701,148	786,108
令和5年度	54,090	92,068	229,591	296,721	403,747	480,467	557,187	637,743	724,053	810,363
差額	4,320	7,230	12,855	▲ 19,275	17,895	19,095	20,295	21,555	22,905	24,255
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	○	—	—	—	—	—	—

○：軽減判定所得の基準額改正により、R5年度は2割減となる（R4年度は軽減なし）

◇：年金収入153万円および給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限

※：40～64歳の国民健康保険加入者に対して、介護分保険料を賦課



## 練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>( 出産育児一時金 )</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>420,000円</u>を支給する。</p> <p>2 [ 略 ]</p>	<p>( 出産育児一時金 )</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>500,000円</u>を支給する。</p> <p>2 [ 略 ]</p>
<p>( 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率 )</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>所得割 <u>100分の7.16</u> ( 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の58</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 ( 法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則 ( 昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。 ) 第32条の9に規定する方法により補正された後の金額 ) の総額で除して得た数 )</p> <p>被保険者均等割 被保険者1人につき<u>42,100円</u> ( 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の42</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 )</p>	<p>( 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率 )</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>所得割 <u>100分の7.17</u> ( 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の57</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 ( 法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則 ( 昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。 ) 第32条の9に規定する方法により補正された後の金額 ) の総額で除して得た数 )</p> <p>被保険者均等割 被保険者1人につき<u>45,000円</u> ( 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の43</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 )</p>
<p>( 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率 )</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>所得割 <u>100分の2.28</u> ( 一般被保険</p>	<p>( 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率 )</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>所得割 <u>100分の2.42</u> ( 一般被保険</p>

者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

被保険者均等割 被保険者1人につき13,200円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2および第19条の4において同じ。）は、200,000円を超えることができない。

（介護納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の2.43（介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書

者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

被保険者均等割 被保険者1人につき15,100円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2および第19条の4において同じ。）は、220,000円を超えることができない。

（介護納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の2.23（介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書

に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき16,600円(介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が200,000円を超える場合には、200,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総

に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき16,200円(介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総

所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3

所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3

条の2の2第10項に規定する条約適用  
利子等の額および同条第12項に規定す  
る条約適用配当等の額をいう。以下こ  
の条において同じ。)の算定について  
も同様とする。以下この条において同  
じ。)および山林所得金額ならびに他  
の所得と区分して計算される所得の金  
額の合算額が、地方税法第314条の2  
第2項第1号に定める金額(世帯主な  
らびに当該世帯主の世帯に属する被保  
険者および特定同一世帯所属者(次号  
および第3号において「世帯主等」と  
いう。)のうち給与所得を有する者  
(前年中に同条第1項に規定する総所  
得金額に係る所得税法第28条第1項に  
規定する給与所得について同条第3項  
に規定する給与所得控除額の控除を受  
けた者(同条第1項に規定する給与等  
の収入金額が550,000円を超える者に  
限る。)をいう。以下この号において  
同じ。)の数および公的年金等に係る  
所得を有する者(前年中に地方税法第  
314条の2第1項に規定する総所得金  
額に係る所得税法第35条第3項に規定  
する公的年金等に係る所得について同  
条第4項に規定する公的年金等控除額  
の控除を受けた者(年齢65歳未満の者  
にあっては当該公的年金等の収入金額  
が600,000円を超える者に限り、年齢  
65歳以上の者にあっては当該公的年金  
等の収入金額が1,100,000円を超える  
者に限る。)をいい、給与所得を有す  
る者を除く。)の数の合計数(以下こ  
の号から第3号までにおいて「給与所  
得者等の数」という。)が2以上の場  
合にあっては、地方税法第314条の2  
第2項第1号に定める金額に当該給与  
所得者等の数から1を減じた数に  
100,000円を乗じて得た金額を加えた

条の2の2第10項に規定する条約適用  
利子等の額および同条第12項に規定す  
る条約適用配当等の額をいう。以下こ  
の条において同じ。)の算定について  
も同様とする。以下この条において同  
じ。)および山林所得金額ならびに他  
の所得と区分して計算される所得の金  
額の合算額が、地方税法第314条の2  
第2項第1号に定める金額(世帯主な  
らびに当該世帯主の世帯に属する被保  
険者および特定同一世帯所属者(次号  
および第3号において「世帯主等」と  
いう。)のうち給与所得を有する者  
(前年中に同条第1項に規定する総所  
得金額に係る所得税法第28条第1項に  
規定する給与所得について同条第3項  
に規定する給与所得控除額の控除を受  
けた者(同条第1項に規定する給与等  
の収入金額が550,000円を超える者に  
限る。)をいう。以下この号において  
同じ。)の数および公的年金等に係る  
所得を有する者(前年中に地方税法第  
314条の2第1項に規定する総所得金  
額に係る所得税法第35条第3項に規定  
する公的年金等に係る所得について同  
条第4項に規定する公的年金等控除額  
の控除を受けた者(年齢65歳未満の者  
にあっては当該公的年金等の収入金額  
が600,000円を超える者に限り、年齢  
65歳以上の者にあっては当該公的年金  
等の収入金額が1,100,000円を超える  
者に限る。)をいい、給与所得を有す  
る者を除く。)の数の合計数(以下こ  
の号から第3号までにおいて「給与所  
得者等の数」という。)が2以上の場  
合にあっては、地方税法第314条の2  
第2項第1号に定める金額に当該給与  
所得者等の数から1を減じた数に  
100,000円を乗じて得た金額を加えた

金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 29,470円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,240円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 11,620円

前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 21,050円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,600円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,300円

金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 31,500円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 10,570円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 11,340円

前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、290,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 22,500円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,550円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,100円

第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,420円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,640円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,320円

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該

第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、535,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,000円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,020円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,240円

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該

各号に定める額を減額して得た額とする。

基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 6,315円

ロ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 10,525円

ハ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 16,840円

ニ イから八までに掲げる世帯以外の世帯 21,050円

後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号ロに規定する金額を減額した世帯 1,980円

ロ 第19条の2第2号ロに規定する金額を減額した世帯 3,300円

ハ 第19条の2第3号ロに規定する金額を減額した世帯 5,280円

ニ イから八までに掲げる世帯以外の世帯 6,600円

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の4 [略]

2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

各号に定める額を減額して得た額とする。

基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 6,750円

ロ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 11,250円

ハ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 18,000円

ニ イから八までに掲げる世帯以外の世帯 22,500円

後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号ロに規定する金額を減額した世帯 2,265円

ロ 第19条の2第2号ロに規定する金額を減額した世帯 3,775円

ハ 第19条の2第3号ロに規定する金額を減額した世帯 6,040円

ニ イから八までに掲げる世帯以外の世帯 7,550円

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の4 [略]

2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証または同規則第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

付 則 [略]

付 則 [略]

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第24条の4第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。

3 新条例第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2および第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。